

亀岡市監査公表 第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年8月1日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 齊藤一義

令和5年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部 都市整備課 (ア) 保津川水辺公園の指定管理について、基本協定に付属する仕様書に規定する管理責任者及び防火管理者並びに非常時の具体的な対応計画及び緊急時連絡先等について、市に報告する際の方法が明記されていなかった。 上記については書面で報告するよう、仕様書に明記されたい。</p>	<p>保津川水辺公園の指定管理については、令和7年末で現指定管理者の任期が満了となることから、今年度、新たに指定管理者の募集及び選定を行うこととなりますので、今回の募集に係る仕様書等には、報告方法として書面または電子データで提出することを記載します。</p>
<p>まちづくり推進部 建築住宅課 (ア) 駐車場等使用料の収入済額1,652,166円について、調定が行われることなく収納されていた。 地方自治法第231条に、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。 規定に基づき、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘事項について、調定処理をおこなった。今後は、担当職員をはじめ複数人で進捗確認を行うことで、適切な調定処理が行われるよう徹底する。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>(イ) 入居者から家賃と駐車場使用料の合計額を住宅使用料として徴収し、駐車場等使用料に科目を振り替える手続きが行われていなかった。</p> <p>亀岡市財務規則第 50 条第 1 項に、「収入命令権者は、収入命令を発した収入金について、会計、会計年度又は収入科目に誤りがあることを発見したときは、直ちにこれを更正しなければならない。」と定められており、第 2 項には、「収入命令権者は、前項の規定により会計、会計年度又は収入科目に誤りがある収入金について更正をするときは、更正の調定をするとともに、振替伝票を作成し、直ちに出納機関に対し振替命令を発しなければならない。」と定められている。</p> <p>規定に基づき、適切な事務処理をされたい。</p> <p>市民生活部 市民課</p> <p>(ア) 火葬場使用料において、火葬場使用許可証の交付日以降の納付が見受けられた。亀岡市営火葬場条例第 6 条に、「使用料は、前納とし、使用許可の際これを徴収する」と定められている。</p> <p>条例に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘事項について、調定更正及び収入振替手続きを行った。今後は、担当職員をはじめ複数人で進捗確認を行うことで、適切な調定及び振替処理が行われるよう徹底する。</p> <p>火葬場使用料は、前納であることを事前に亀岡市ホームページ等で周知するとともに、亀岡市営火葬場との連携を行うこととなる葬儀業者からも利用者に対して周知してもらうよう依頼を行った（令和 6 年 3 月～6 月に亀岡市内に事業所のある葬儀社 8 社に通知済み）。</p> <p>併せて、火葬場使用許可証の許可日を納期限とする納付書の発行をするよう見直しを行い、使用料の納付を確認した後に火葬場使用許可証を交付する事務処理に改めることとした。</p>